



ICTで社会の ビジョンを描く

情報流通行政局
情報通信政策課統括補佐

金子 裕介

KANEKO Yusuke

平成 20年 4月 総務省採用

平成 20年 7月 同 情報通信政策局情報通信政策課情報セキュリティ対策室

平成 22年 7月 同 情報流通行政局情報流通振興課情報セキュリティ対策室

平成 24年 8月 同 自治財政局調整課主査

平成 26年 5月 同 情報流通行政局情報流通振興課主査

平成 26年 8月 同 情報流通行政局情報流通振興課課長補佐

平成 27年 7月 同 自治行政局選挙部政治資金課政党助成室課長補佐

平成 28年 4月 同 総合通信基盤局電気通信事業部データ通信課課長補佐

平成 29年 6月 外務省在インドネシア日本国大使館二等書記官

平成 30年 4月 同 在インドネシア日本国大使館一等書記官

令和 2年 7月 総務省情報流通行政局地上放送課課長補佐

令和 4年 1月 同 大臣官房秘書課秘書専門官

令和 4年 8月 同 情報流通行政局総務課統括補佐

令和 5年 7月 現職

いつでも、どこでも、何でも、誰でもネットワークにつながる社会を作っていく。大学生のときに受講していた講義で当時の総務省職員が紹介してくれたユビキタスネットワークという構想(ビジョン)は、私にとっては、本当にそんな社会になるのだらうかというまるで夢物語のように感じる一方で、未来を先取りしたビジョンを描き情報通信技術(ICT)を通じて世の中をより良くするという総務省のミッションに大きな魅力を感じたことを今も覚えています。

現代の世の中に目を転じてみれば、IoTという言葉に代表されるように、スマートフォンなどの電子機器をはじめとして、住宅、家電、自動車など多くのモノがネットワークに繋がっており、15年以上前に私が夢物語だと思ったような社会は本当に実現しつつあるのではないのでしょうか。

未来を先取り、何をすべきか

現在、私は情報通信政策課という部署で、情報通信政策を担当する部局のとりまとめ・総括を行っています。総務省が担当する情報通信分野は、電気通信、放送、研究開発、国際展開、サイバーセキュリティなど多岐にわたりますが、様々な重要政策を、政府が策定する骨太の方針や新しい資本主義などの戦略に反映するために必要な資料作成、部局間

の調整役を担っています。「裏方」とも言える業務ではありますが、その本質は、未来を見据えて総務省の政策をどう世の中に打ち出していくかを考えることでもあり、かつて自分が総務省を志したきっかけを与えてくれたような役割の一端を担っていることを思うにつけ、その大切さ、重要性を改めて実感する日々です。

日本の経験を世界に広める

社会基盤として広くICTが普及している日本での活用事例、ノウハウ・経験が海外で非常にケースとなること多くあります。私が赴任していたインドネシアは、(日本と同じように)自然災害が頻発する国で、予てから日本で活用されている災害情報伝達システムの仕組みを導入したいという意向を示していました。2018年に同国内で発生した大地震と津波によって、その議論を大きく加速させ、日本政府による無償資金協力の覚書を締結するに至りましたが、ある一つのシステムを導入することが目的ではなく、ICTを活用することでインドネシアをどういう国にしていきたいかという未来を見据えてカウンターパートと多くの議論を重ねたことは非常に記憶に残っています。

私たちは、常に目指すべき未来をイメージしなが

ら、今何をなすべきかを議論し、必要と思われる政策を遂行していますが、特にICTは技術革新・発展のスピードが早く、必ずしも前例にとられない柔軟な発想でその利活用・普及を後押ししていくことが求められます。ダイナミックな動きを感じ取りつつもしっかりと着実に未来を見据える、そんな仕事に面白味とやりがいと見いだせる人にはぜひ総務省をおすすめさせていただきます。



インドネシア通信情報大臣(当時)とG20関係国大使館との意見交換



最近ハマっているマラソンで初めて出場した大会

SNSと私たち

みなさんは普段SNS(ソーシャルネットワークサービス)を使っていますか?私にとっては、友人たちとの交流のみならず、普段の情報収集にも欠かせない存在になっています。このようにSNSが多くの人に利用され、みなさんの生活に根づくほど、色々な使われ方がなされるようになりました。それは悲しいことに、適切な方法だけではなく、他人を傷つけるような方法も含まれてしまうのが現状です。

「情プラ法」の誕生

令和6年5月、私がチームの一員として関わった、プロバイダ責任制限法改正案が国会で成立しました。この改正法は、インターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模なプラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化と運用状況の透明化を義務付けるものです。これは、日本では初めてSNS事業者に公法的な義務を課す法律になります。法律の呼称も「情報流通プラットフォーム対処法(情プラ法)」に改め、インターネット上の違法・有害情報への対策として、大きな一歩を踏み出すことと

なりました。とはいえ、移り変わりが激しいSNSの世界では、新たな課題が次から次へと浮かび上がります。偽・誤情報やなりすまし、選挙への影響等、SNSの負の側面への更なる対応が求められています。

これからも自由に意見を語り合うために

ともすれば、「SNSをもっと規制すればいいじゃないか」という議論に陥りがちですが、私たちが忘れてはいけない視点があります。それは、SNSを規制することが、ルールを守って使っている大多数の人たちの表現の自由を制約してしまうことになりかねないことです。また、その政策は、政府による言論統制につながるきっかけを作り出してはいないか、という視点も肝要です。政府にいながらして、憲法的見地から政府を疑う、そんな複雑なバランス感覚が求められます。様々な弊害に対処しつつも、10年後も、100年後も、私たちが自由闊達に意見を述べ合い、人と関わり合う言論空間を守るために、今どのような政策が必要なのか。そんなSNS時代の「国家百年の計」に携わる醍醐味と畏怖が、総務省にはあると考えています。



法案が成立した日の記念に(撮影:中村課長)



息抜きも大事!三連休を使って、弾丸で海外旅行に行きました。



SNS時代の 「国家百年の計」に向き合う

情報流通行政局情報流通振興課
情報流通適正化推進室課長補佐

木村 美穂子

KIMURA Mihoko

平成 28年 4月 総務省採用

平成 29年 7月 同 情報流通行政局情報通信作品振興課

令和 元年 7月 同 情報流通行政局衛星・地域放送課

令和 3年 7月 同 国際戦略局国際経済課多国間経済室WTO・EPA係長

令和 5年 6月 米国留学(ペンシルベニア大学)

令和 6年 7月 総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課課長補佐

令和 6年 7月 現職